

第8章 保護に関する諸手続き

第1節 現状を変更しようとする場合の手続

1 あらかじめ文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財に関しその現状を変更しようとする場合は、申請書を提出して文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第43条第1項）。この許可は、文化審議会の諮問を経てなされ（同法第153条第2項）、それに先立ち文化庁及び岩手県教育委員会と協議するため、手続きには十分な準備と期間を要する。

(1) 保存修理に伴う復元的行為

保存修理に伴い、重要文化財を建築当初の姿、あるいは改変されたある時期の姿に復原する行為である。新たに発見された資料等により、現状が復原年代の姿と明らかに異なっていることが判明した場合は、保存修理に伴う復元的行為を行うことを検討する。

千葉家住宅は、令和元年に主屋の現状変更許可を得ており、それに基づいて復元的行為を実施する。令和4年度以降に稲荷社、ハセ小屋において必要に応じて現状変更許可を申請する予定である。保存修理工事完了後、当面は現状変更の許可を必要とする行為は発生しない。

(2) 保存管理上の行為

地盤のかさ上げや移築、構造補強等があげられる。地盤のかさ上げや移築は他に代替措置がとりがたい場合に限って認められる。なお、構造補強は、本来の構造形式や意匠全体の変更に関わる場合や恒久的な補強を行う場合に、現状変更の許可を要する。

千葉家住宅においては、当面の間は予定がない。

(3) 活用のための行為

活用のために必要な現状変更をどこまで許容するかは、建造物の特性や文化財としての価値を考慮し、個別に判断が必要となる。

納屋の活用にあたって実施する可能性がある。

2 岩手県教育委員会が許可する行為

現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財建造物と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地とその他の物件（建造物を除く）の現状変更等は、都道府県等の教育委員会が行うこととされている（文化財保護法施行令第5条第3項第1号）。

千葉家住宅の場合、土地が指定されているため、排水工事や園路工事に際し、岩手県教育委員会が許可する行為が発生する可能性がある。なお、土地指定に含まれる納屋、石垣については建造物に該当するため、これらの現状を変更しようとする場合については岩手県教育委員会が許可する行為に含まれず、あらかじめ文化庁長官の許可を要する行為に含まれる。

3 許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」は、許可を要しないこととされている（文化財保護法第43条第1項但書、同条第2項、国宝又は重要文化財の現状変更及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則8条）。

(1) 維持の措置

き損している場合において、重要文化財指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するための修理で、同種、同材、同仕様によるもの。ただし、修理届を提出しなければならない。

千葉家住宅においては、茅葺屋根の差茅や葺替工事、応急措置として茅葺屋根の劣化部分に鉄板などで養生するなどの行為が該当する。

(2) 非常災害のために必要な応急措置

シートや合板等による破損箇所の養生。ただし、措置後には、速やかにき損届を提出する。予想される災害に対する応急的な予防措置など。ただし、措置後には岩手県教育委員会を經由して文化庁に事務連絡を行う。

第2節 保存に影響を及ぼす行為に係る手続

建造物の保存に影響を及ぼす行為とは、建造物の現状に変更を加えるものでなくても、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなどの行為を意味する。このような行為にあたっては、事前に許可申請が必要となる。

そのため、以下を参考として、必要に応じて岩手県教育委員会及び文化庁と協議する。

1 あらかじめ文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条第1項）。この許可は、文化審議会への諮問を経てなされる（同法第153条第2項）ため、手続きには十分な準備と期間を要する。

また、当該許可に係る保存に影響を及ぼす行為が終了したときは写真等を添えて、速やかにその旨を報告する。

なお、影響が軽微である場合は事前の許可は要しない。その行為が軽微に当たるかどうか不明の場合には、あらかじめ文化庁と協議し、その判断を仰ぐものとする。

千葉家住宅においては、以下のような行為が想定される。これらについては、必要に応じて岩手県教育委員会及び文化庁と協議する。

- ・ 構造上安全許容度を超える重量物を搬入する場合
- ・ 指定土地外における後背地の大規模な地形の改変
- ・ 指定土地外における後背地の樹木の全伐もしくはそれに近い伐採

2 岩手県教育委員会が許可する行為

保存に影響を及ぼす行為の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）についての許可は、岩手県教育委員会が行うこととされている（文化財保護法施行令第5条第3項第1号）。

3 許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合は、許可を要しないこととされている（文化財保護法第43条第1項）。

千葉家住宅の場合、イベント等で重要文化財建造物の内外に仮設物を設置するとき、それが一時的なものであり、かつ重要文化財に接触する部分において十分な養生がされるならば、影響が軽微なもののみなされる可能性がある。

なお、自動火災報知設備の機器更新等は、通常影響が軽微なもののみなされる。

保存に影響を及ぼす行為に係る具体的な取り扱いについて疑義がある場合は、事前に岩手県教育委員会を經由して文化庁に照会することとする。

指定管理者が以上の行為を行う場合は、必ず遠野市に事前確認を得るものとする。

文化庁長官及び岩手県教育委員会への許可申請不要行為

- 建造物の維持補修
 - ・ 建築物の建具・畳・襖等の張替及び軽微な修繕や内装及び屋内諸設備の建造物に影響を与えない軽微な補修及び修繕
 - ・ 建築物及び構造物の落書き消し、掻き傷の補修等の小規模な修繕
 - ・ 建築物及び構造物の同一壁面又は同一屋根面における同一素材部分の必要最小限の面積の塗装又は屋根材の修繕等
- 工作物の維持補修
 - ・ 管理運営上必要な囲い柵・外柵・ロープ柵・仕切柵・竹垣等で同質材料かつ同規模の更新
 - ・ 管理上必要な案内板・制札・誘導標識・解説板等の表示板の更新
 - ・ 防災設備（自動火災報知設備・消火設備等）の建造物に影響を与えない改修及び機器更新
 - ・ 防犯設備（防犯カメラ・機械警備設備等）の建造物に影響を与えない改修及び機器更新
- 地表面及び園路の維持補修
 - ・ 未舗装の園路又は広場に発生する水たまりの埋め戻し及び不陸の整地
- 植物管理及び池等の維持管理
 - ・ 草本類の管理（除草、草刈、植替、株分け等）
 - ・ 製枝剪定、刈込等の樹木の手入れ
 - ・ 安全管理のために行う枯損木等の伐採、枯れ枝の除去
 - ・ 建造物に影響を及ぼす実生木や支障木の除去
 - ・ 庭園景観及び主要な景観木や景観林の支障となる実生木の除去
 - ・ 池及び排水路・雨落等に堆積した落葉や塵芥等のすくい上げ
 - ・ 水質の浄化等に関する施設の改修及び新設

第3節 その他の手続

1 修理の届出等

応急措置の程度を超える重要文化財建造物の修理を行うにあたっては、技術的な確認、検討、指導を受けるため、修理に着手しようとする日の30日前までに、所有者は工事内容を示した修理届を、文化庁長官に提出しなければならない（文化財保護法第43条の2第1項）。届出は所定の事項を記載したものとする（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条）。

き損の拡大を防止するために必要な応急措置を実施する場合は修理届を要しない。ただし、き損届を提出する必要がある。

なお、技術的な指導等を受ける内容かどうかは以下を参考とし、必要に応じて文化庁及び岩手県教育委員会と協議する。

- 構造及び生命の安全性確保のために必要不可欠であり、大きな現状の変更を強いない行為
- 文化財的価値を損なわないことが明らかである行為

また、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真等を添えて、速やかにその旨を文化庁へ報告する。

2 滅失、き損等の届出等

火災などの災害によって重要文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、あるいは附指定となっている物件等を紛失したり、盗み取られた時には、その事実を知った日から10日以内に、所定の事項を記載した滅失、き損等の届出書を文化庁長官に提出しなければならない（文化財保護法第33条、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条）

3 防災設備の機能低下または機能不能に関する届出等

国庫補助事業によって設置した防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告しなければならない（文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱第4条（19））。

4 保存活用計画の提出

重要文化財保存活用計画は、文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第12項）。

5 保存活用計画の改定

本計画は、保存修理工事の状況、関連法令や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととする。なお、改定にあたっては、文化庁及び岩手県教育委員会と協議し、取りまとめた計画案を文化庁へ提出し、確認を受けることとする。

上記の検討を踏まえて改定したときは、文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第15項）。

6 保存活用計画の認定

重要文化財の所有者は、重要文化財保存活用計画を作成し、文化庁長官に認定を申請することができる（文化財保護法第53条の2）。その際には、申請書（様式第1号）を文化庁長官に提出する（重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令第1条）こととされている。本計画については、改定時に認定の申請を行う予定である。

重要文化財千葉家住宅保存活用計画

2021年（令和3年）3月31日

編集・発行 遠野市

岩手県遠野市東館町3-9（文化課）

TEL 0198 (62) 2340

